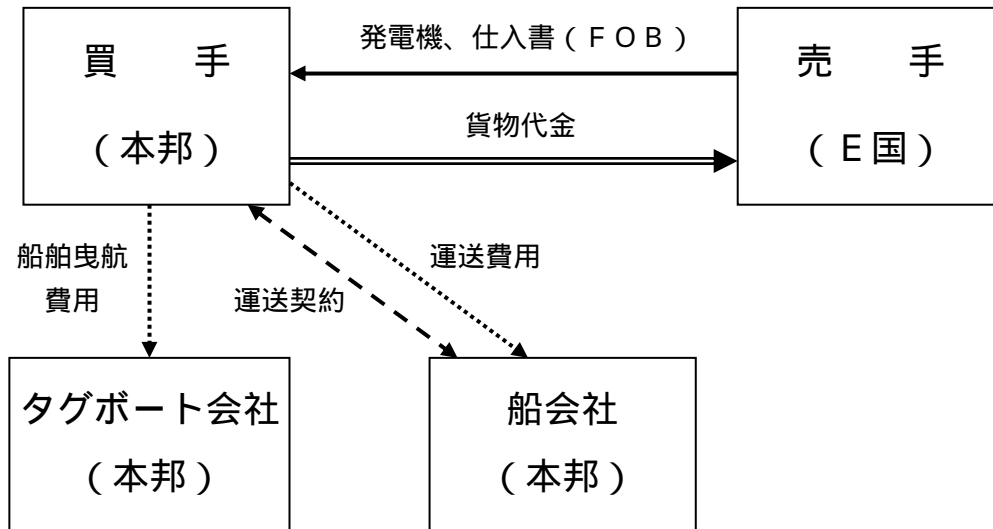


12. 座礁事故により生じたタグボートによる本船の曳航に要した費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で発電機を購入（輸入）します。

輸入貨物は、当社と船会社との運送契約に基づき船舶により輸入港まで運送されていましたが、運送途上である輸入港の港域内において、台風の影響により積荷のバランスを崩しその船舶が座礁事故を起こしました。

このため、当社はその船舶を着岸予定バースまで曳航するようタグボート会社に依頼し、その曳航に要した費用を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がタグボート会社に支払った船舶の曳航に要した費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

なお、輸入貨物に係る当社と船会社との運送契約において、天災等により生じる追加費用の支払に関する特別条項は付されていません。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がタグボート会社に支払った船舶の曳航に要した費用は、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

また、輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、輸入貨物の実際に要した輸入港までの運賃等の額がこの輸入貨物の通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、通常必要とされる輸入港までの運賃等と

することとされています。

上記の取引においてタグボート会社により行われた船舶の曳航は、輸入貨物の運送契約の成立の時以後に、台風による天候条件の悪化によりその船舶が座礁事故を起こしたために生じたものであり、貴社（買手）が、船会社への運送費用の支払に加えて、タグボート会社に支払った船舶の曳航に要した費用は、「輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、輸入貨物の実際に要した輸入港までの運賃等の額が、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合」に該当します。

したがって、貴社（買手）が支払った本船の曳航に要した費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含める必要はなく、現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法施行令第1条の5第1項

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(8)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）